



商工会ニュースしわ 臨時号 No. 3

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和2年7月14日発行

◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

家賃支援給付金の申請開始のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業・個人事業主に対し、テナント料（家賃）に対して支援する給付金の支給申請が7月14日より開始となりました。

家賃支援給付金ホームページより申請できます。対象となる事業所の皆様は必要書類をご準備のうえ、申請してください。（申請受付期間令和2年7月14日～令和3年1月15日）持続化給付金と同じくweb申請のみの受付となっております。

申請方法や必要書類がわからない方、対象になっているか判別できない方は商工会までご相談ください。申請手続きの支援をいたします。

※町の家賃補助を受給した方も、下記の要件に当てはまれば申請可能です。

家賃支援給付金 概要

- ・給付対象者：以下の要件を満たす事業者（法人の場合は、資本金又は出資の総額が10億円未満。又は、上記の定めがない場合、常時使用する従業員が2千人以下である事業者。）

①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年5月以降の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。もしくは令和2年5月以降の連続する3カ月の期間の売上が前年の同じ期間の売上より30%以上減少している事業者。

②2019年以前から事業による事業収入（売上）があり、今後も事業を継続する意思がある事業者。

③他人の土地・建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること。

- ・給付額：家賃月額×2/3×6か月分

給付の上限は、法人は月額100万円、個人事業主は月額50万円

- ・必要書類：①2019年確定申告書（法人の場合は前事業年度の確定申告書）

②売上減少となった月・期間の売上台帳の写し

③賃貸契約書

④直前3か月の家賃の支払いが確認できるもの（通帳、振込明細書など）

⑤通帳の写し

⑥身分証明書の写し（個人事業主の場合）

※また、申請にあたり、パソコン、スマートフォン等の

メールアドレスが必要となります。

相談ダイヤル

持続化給付金コールセンター 0120-653-930（平日・土日祝日 8:30～19:00）

詳細は家賃支援給付金ホームページをご覧ください。